

障がい者活躍推進計画

機関名	亀山市立医療センター
任命権者	亀山市病院事業管理者
計画期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）
亀山市立医療センターにおける障害者雇用に関する課題	<p>○法定雇用率は、法施行令別表第3に基づき、障害者の雇用が一般的に困難であると認められる業種（医師・看護師・准看護師）の割合が多いため達成できていない。しかし、労働局や公共職業安定所と連携し、継続的に採用活動を行ったことで、全職員のうち上記業種を除外した職員数を基に算出した法定雇用障害者数は達成している。ただし、突発的な退職等が発生した場合、法定雇用障害者数を下回るおそれがあるため、定着においては課題がある。</p> <p>○引き続き、障がいのある職員が、働き続けることができる環境整備に努めるとともに、積極的な採用活動を行うことで障がいのある職員が活躍できる職場を目指す必要がある。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）法第37条第2項における対象障がい者を対象とし、当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職を極力生じさせない 具体的には、正規職員は、1年未満の離職者をなし 非常勤職員は、6ヶ月未満の離職者をなし （評価方法）毎年の任免状況通報時に前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。</p>
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	
（1）組織面	<p>○障害者雇用推進者として地域医療部長を選任する。 ○障害者職業生活相談員は、選任義務である障がい者の実人員が5人以上となった場合において、3ヶ月以内に選任する。</p>
（2）人材面	<p>○異動等のために、新たに障害者職業生活相談員に選任される予定がある者は、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○障がいのある職員の特性・能力等を把握し、配属する部署とのマッチングが行えるように関係部署と連携する。</p>

3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者からの要望を踏まえ、わかりやすい作業マニュアルの作成、作業手順の簡素化を検討する。 ○障がいのある職員に対して面談を行い、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。
(2) 募集・採用	<ul style="list-style-type: none"> ○特定の障がいのある人を排除する等、障がいの特性によって不適切な取扱いを行わない。
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ○「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき作成する障害者就労施設等からの物品等の調達方針に沿って、障がいのある人の活躍の場の拡大を推進する。